

さいたま市告示第 1 1 1 9 号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止したので、同条第 3 項の規定において準用する、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より 1 5 日間、西区及び北区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1	I 第 2 3 5 号 線	さいたま市緑区太田窪一丁目 384 番 1 地先 さいたま市南区太田窪二丁目 470 番 9 地先	
2	I 第 2 3 7 号 線	さいたま市緑区太田窪一丁目 5 番 1 地先 さいたま市南区太田窪四丁目 865 番 5 地先	
3	3 0 7 7 2 号 線	さいたま市北区日進町三丁目 158 番地先 さいたま市北区日進町三丁目 156 番 2 地先	
4	3 2 0 1 2 号 線	さいたま市西区大字高木字亀田 639 番地先 さいたま市西区大字高木字亀田 641 番地先	
5	4 1 3 9 3 号 線	さいたま市西区大字飯田新田字中丸 593 番 1 地先 さいたま市西区大字飯田新田字中丸 614 番 3 地先	